

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第10号

監査の対象：令和4年度監査委員監査 建築物の応急危険度判定に関する事務

所管所属：都市整備局

通知を受けた日：令和5年8月9日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>1 各判定拠点の実態に応じた運用の確認について改善を求めたもの</p> <p>各区役所内の判定拠点用スペースを確認したところ、次のような場所が予定されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室（独立した場所） ・会議室（区災害対策本部と隣接した場所） ・フロアの空きスペース ・業務スペースの一部 ・区長応接室 等 <p>また、大きさ、形状についても様々であった。</p> <p>都市整備局では、判定拠点の設営のために、各判定拠点に共通する参考資料として「判定拠点レイアウト（例）」（以下「レイアウト例」という。）を作成している。</p> <p>監査実施時においては、判定コーディネーター等の業務内容を定めた手引き等の改定に併せて、レイアウト例についても改定作業（大きさ別に複数）を実施中であった。</p> <p>しかし、レイアウト例を基に各判定拠点の配置案を作成するなど、各区役所の実態に応じた判定拠点の運用について確認することについては、予定されていなかった。</p> <p>[指摘事項1] 都市整備局は、より円滑に初期初動体制を確立するため、現在作業中であるレイアウト例の改定後、各区における判定拠点スペース固有の実態を捉えた上で、現地に赴いてシミュレーション等を行い、什器、資機材及び通信設備等の配置案を策定するなど、判定拠点が機動的・機能的に運用できることを確認すること。</p>	<p>・判定拠点が機動的・機能的に運用できるよう、各区における判定拠点予定スペース固有の実態を捉えた上で、各判定拠点の配置案を令和5年2月に作成した。</p> <p>・令和5年5月15日付けで各区の判定コーディネーターを含む「令和5年度応急危険度判定班 動員計画」を確定した。</p> <p>・作成した各判定拠点の配置案を基に、令和5年6月付けで各判定コーディネーターが現地に赴いてシミュレーションを実施するとともに、判定拠点固有の状況を把握した判定コーディネーターから配置案に関する意見を集約した。また、必要に応じて修正を加え、配置案を策定した。</p>	措置済	令和5年7月24日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	<p>2 判定コーディネーターの動員計画については是正を求めたもの</p> <p>シミュレーション及び動員計画を確認したところ、以下の事実が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シミュレーションについては、上町断層帯地震を想定し、判定実施日数を7日と設定した上で、判定拠点毎に必要な判定士数を算出し、それを統括するために必要な判定コーディネーター数を算出していた。 ・動員計画は、判定拠点毎に、予定される判定コーディネーターが指名されていた。また、各判定拠点の判定コーディネーターとは別に、予備人員が指名されていた。 <p>シミュレーションにより想定されている判定コーディネーター数と動員計画による判定コーディネーター数を比較したところ、以下の不備が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予備人員を含めると全判定拠点合計の動員計画による判定コーディネーター数は確保できているものの、判定拠点毎の判定コーディネーター数については、一部の拠点において、動員計画による判定コーディネーター数が不足している状況が見受けられた。 <p>[指摘事項2] 都市整備局は、判定活動に係る動員計画を最大規模のシミュレーションによる要員数を確保したものとなるように見直すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各区に配置する判定コーディネーター数が、シミュレーションによる要員数を確保した配置となるよう見直しを行った上、令和5年5月15日付けで「令和5年度 応急危険度判定班 動員計画」を確定した。 ・また、確定した「令和5年度 応急危険度判定班 動員計画」について、令和5年5月19日付けで応急危険度班員へ周知を行った。 	措置済	令和5年5月19日
3	<p>3 判定活動実施に関する資料の保管については是正及び改善を求めたもの</p> <p>都市整備局においては、大阪府北部地震での実活動を踏まえて検証を実施し、実施計画や各種手引きの改善につながる作業を実施していることが確認できた。</p> <p>しかし、大阪府北部地震の関係資料は、その重要性から公文書であることは認識していたが、監査の現地調査時点において、「集計表」「判定結果記入地図」「応急危険度判定調査表」などの文書については、文書管理システムによる登録がされていなかった。</p> <p>また、実施本部手引きには、関係資料の文書管理について、保存期間などの具体的なルールが定められていなかった。</p> <p>[指摘事項3] 都市整備局は、早急に大阪府北部地震における関係資料を簿冊登録するとともに、保存期間など関係資料の具体的な取扱いについて検討した上で、適切な文書管理が速やかに行えるように手引きを改定されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市で応急危険度判定活動を実施した場合の関係資料について、文書保存期間や保存期間満了後の取扱い等を定めた実施本部手引き（改定版）を令和4年11月1日付けで作成した。 ・これを受け、大阪府北部地震における関係資料について、令和4年11月1日付け文書管理システムへの登録を実施するとともに、令和4年11月14日までに簿冊内文書リストの作成を完了した。 	措置済	令和4年11月14日